北海道の農業経営をめぐる情勢

令和５年９月

北海道農政部農業経営局農業経営課

目　次

項　目		頁
１	農業経営体の動向	
(1)	農業経営体数の推移と農業従事者の年齢構成	1
(2)	個人経営体と法人その他団体経営体のシェア	2
(3)	農地所有適格法人数の推移と企業等の農業参入の状況	3
(4)	法人経営における組織形態別・販売金額規模別等の割合	4
(5)	農業経営における個人・法人の比較	5
(6)	農業経営・企業連携サポート室の取組	6
２	担い手を支える多様な人材	
(1)	農業就業者総数と自営業主・家族従業者数及び雇用者数の推移	7
(2)	有効求人倍率の推移	8
(3)	雇用人材の確保に向けた道の取組	9
(4)	農福連携の取組	10
(5)	農業分野における外国人材の受入状況	12
(6)	外国人材の確保に関する道の取組や国の動き	14
３	農業経営を支える営農支援組織	
(1)	コントラクター組織数の推移と地域別コントラクター受託実面積の状況	15
(2)	ＴＭＲセンター組織数と利用戸数、給与頭数の推移	16
(3)	酪農ヘルパーの利用状況等の推移	17

１　農業経営体の動向

1（1）農業経営体数の推移と農業従事者の年齢構成

○　本道の農業経営体は、この20年間(平成12年～令和２年)でほぼ半数まで減少しており、令和４年(2022年)は３万3,000経営体で、前年に比べ3.5%の減少となった。このうち、法人化せずに世帯で事業を行う個人経営体は２万8,300経営体で、前年に比べ4.7%減少したものの、農業経営体数の85.8%と依然として大宗を占めている。
○　農業経営体数を経営耕地面積規模別にみると、50ha以上では平成22年(2010年)の5,599経営体から令和４年(2022年)は6,600経営体と1.2倍に、さらに100ha以上では平成22年(2010年)の907経営体から令和４年(2022年)は1,900経営体と２倍に増加するなど、全体の農業経営体数が減少する中、大規模の農業経営体が増加。
○　令和４年(2022年)の個人経営体の基幹的農業従事者数は６万9,400人で、65歳以上の割合は40.3%と、都府県の72.0%を大きく下回っているが高い水準となっている。

農業経営体数の推移（北海道）

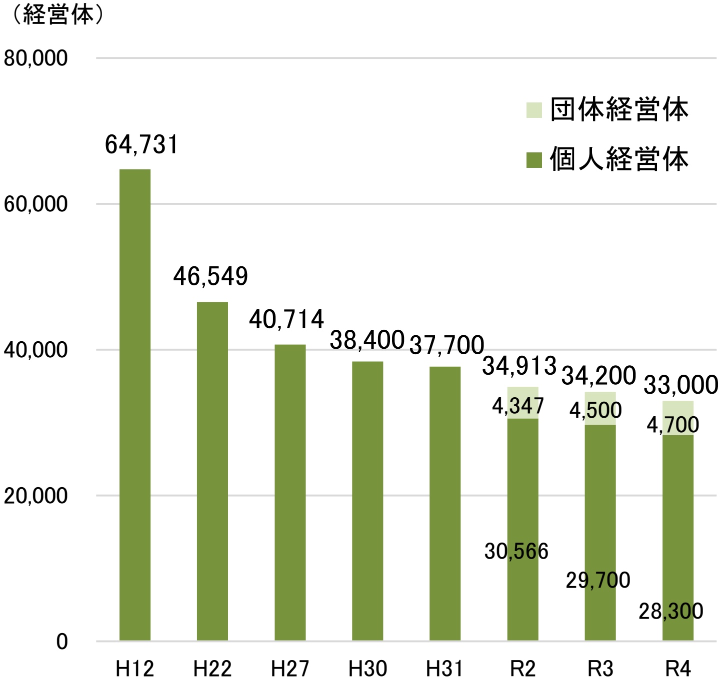

資料：農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」（各年２月１日現在）

注：平成31年以前は、農業経営体全体の数値。（個人・団体の別を示していない。）

経営耕地面積規模別経営体数の推移（北海道）

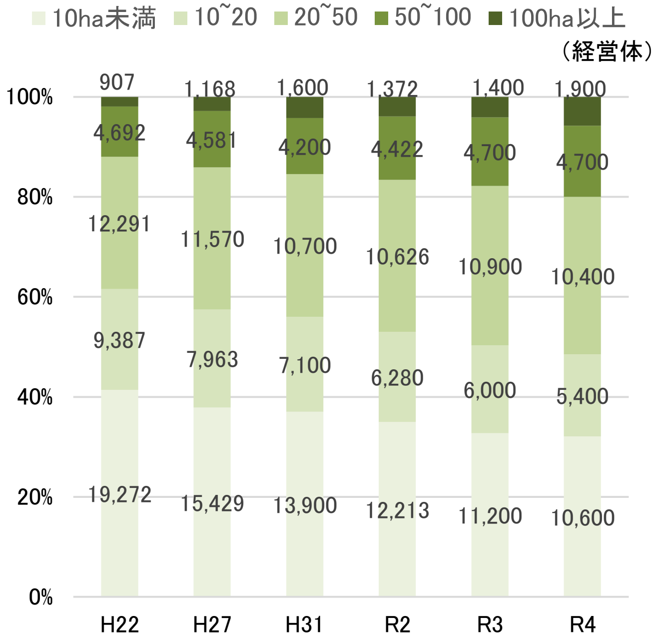

資料：農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」（各年２月１日現在）

基幹的農業従事者数（個人経営体）の年齢別構成比（北海道/都府県）

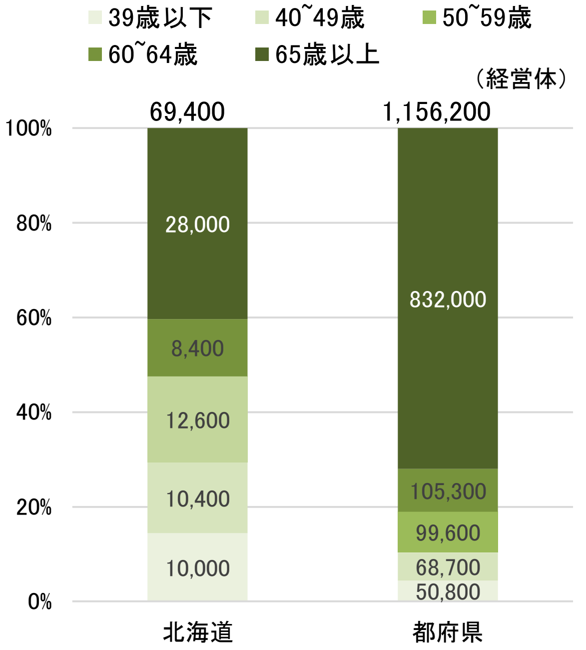

資料：農林水産省「農業構造動態調査」（令和４年２月１日現在）

1（2）個人経営体と法人その他団体経営体のシェア

○　令和２年(2020年)における「法人経営体」の経営体数に占める割合は11.6%であるが、経営耕地面積では25.0%、農産物販売金額では38.8%まで拡大。
○　経営体数が減少する中、経営耕地面積や農産物販売金額は横ばい(微減)又は増加しており、少ない法人経営体が、発生する離農農地等を引き受け、食料を供給する構造となっている。

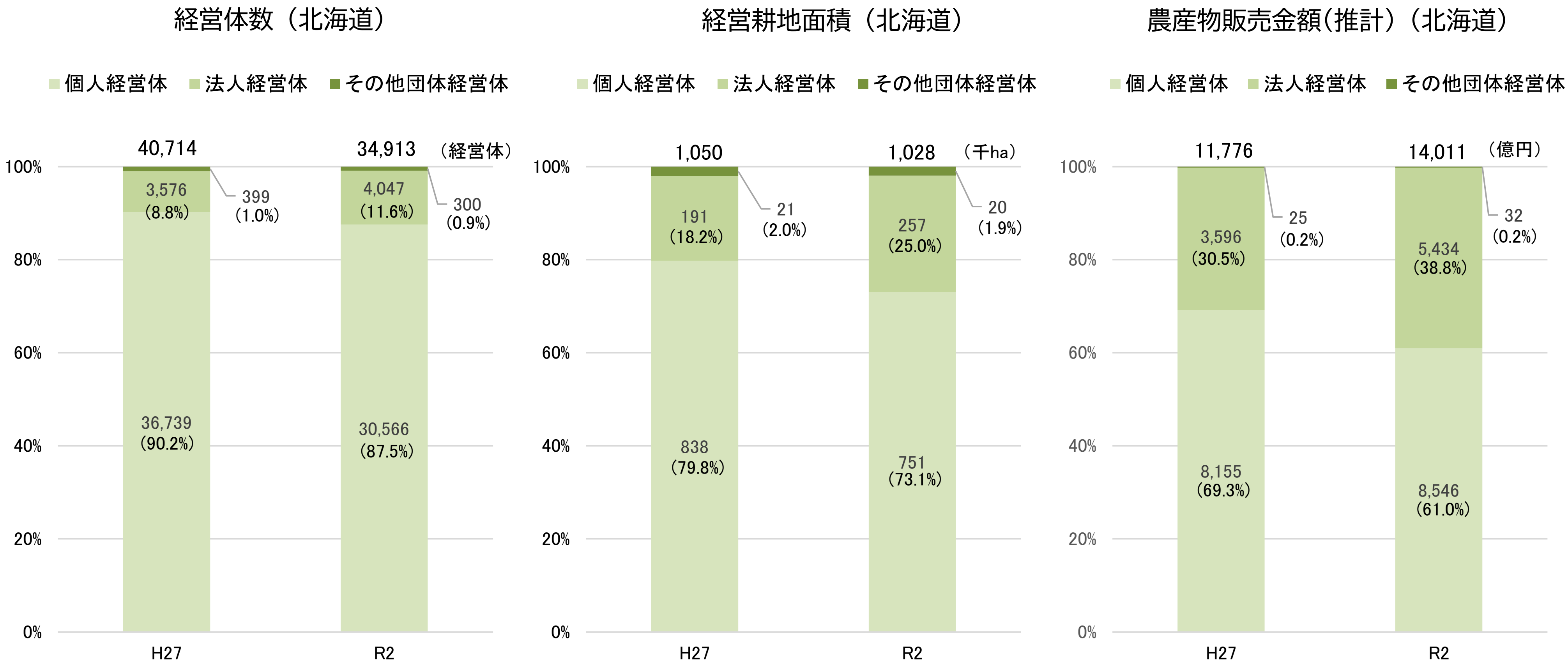

資料：農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」（各年２月１日現在）

注１：「その他団体経営体」は、集落営農組織もしくは法人化していない農作業受託組織。

注２：農産物販売金額は、農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値(50万円～100万円であれば75万円)を乗じて求めた集計結果を基に算出。

1（3）農地所有適格法人数の推移と企業等の農業参入の状況

〇　農地所有適格法人は年々増加しており、令和４年(2022年)は3,889法人。
〇　企業等の農業への参入は年々増加しており、令和３年(2021年)においては、企業が設立・出資し、自ら農地を所有する農地所有適格法人が241法人、農地を賃借して参入する一般法人が101法人。

農地所有適格法人数の推移（北海道）

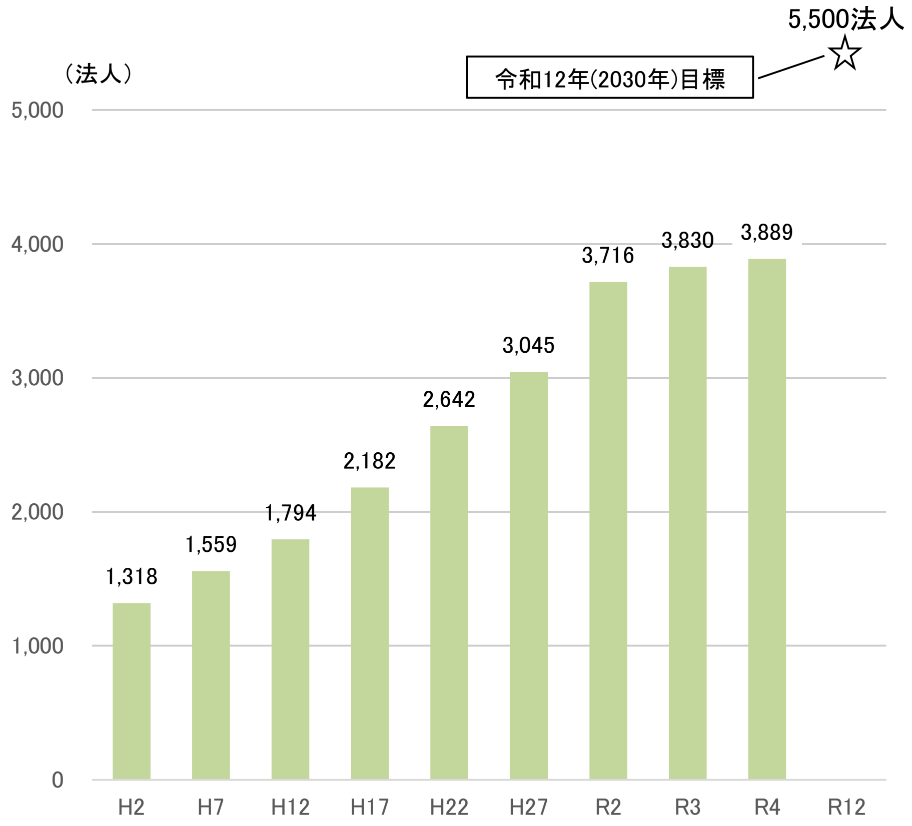

資料：北海道「農地調整年報」、農林水産省「農地法の施行状況に関する調査」
（各年１月現在）

注：令和12年(2030年)の目標値は、「第６期北海道農業・農村振興計画」における「総合指標」の数値。

企業等の農業への参入状況の推移（北海道）

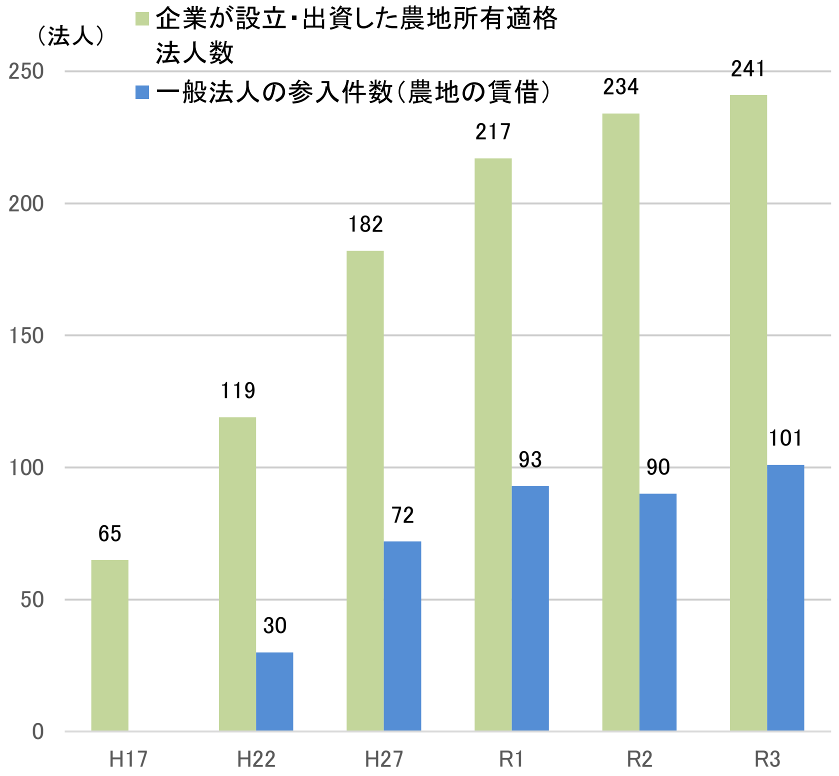

資料：北海道農政部調べ（各年９月現在）

1 (4)法人経営における組織形態別・販売金額規模別等の割合

○　令和２年(2020年)の法人経営体 4,047法人の組織形態については、株式会社等が88％、農事組合法人が６％、農協等の各種団体が４％を占めている。農産物の販売金額規模別では、100万円未満から５億円以上まで多様な販売金額規模の法人が存在。

○　作物の類別作付(栽培)割合では、多種類の作物が作付けされているが、家畜等を飼養している経営体数では乳用牛が51％、肉用牛が38％と大家畜が大半を占めている。

法人経営における組織経営体別の
経営体数の割合（北海道）

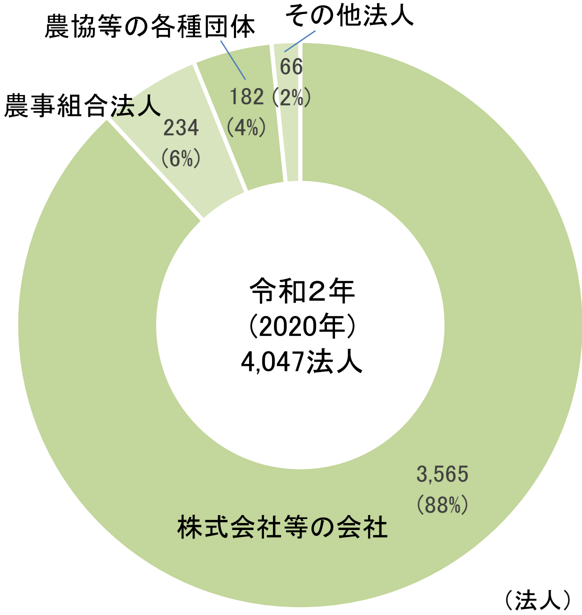

法人経営における農産物の販売金額規模別の
経営体数の割合（北海道）

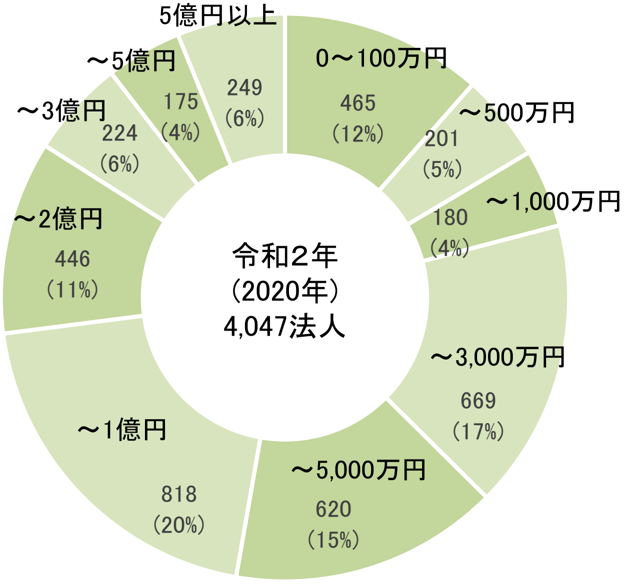

法人経営における販売目的の
作物の類別作付(栽培)割合（北海道）

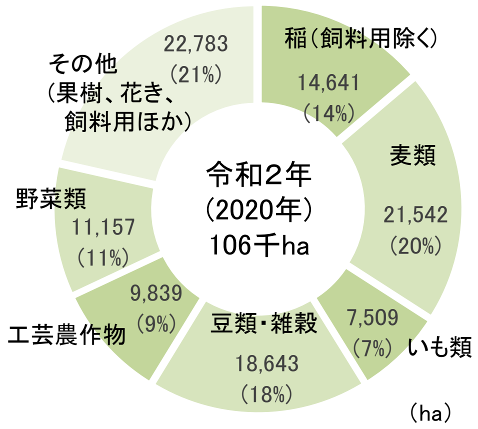

法人経営における販売目的の
家畜等を飼養している経営体数の割合（北海道）

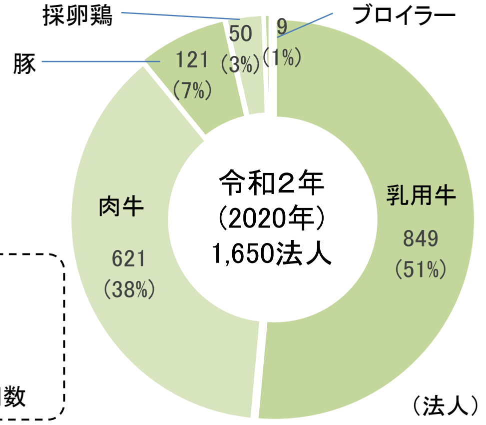

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」
注：「法人経営」は、団体経営体の内数。（個人経営体の法人は含まない。）

＜参考＞平均飼養頭羽数
乳用牛　362頭/法人　　肉用牛　596頭/法人
豚　4,648頭/法人　　採卵鶏　140千羽/法人
ﾌﾞﾛｲﾗｰ　4,254千羽/法人(※)
※ﾌﾞﾛｲﾗｰは出荷羽数

1（5）農業経営における個人・法人の比較

○　経営体の安定的発展のためには、資金調達や人材(労働力)確保、経営継承の面でメリットがある法人化が有効な手段。
○　法人では家計と経営が分離しているため、債務超過となれば事業継続が困難となることから、より厳格な経営管理が求められる。
○　個人では、経営主交代に伴う資産や税務関係の継承手続きが煩雑であるが、法人は代表者が交代しても資産の帰属や対外的な契約関係が継続することから、円滑な経営継承が可能であり、経営の持続性が高い。

		法　人	個　人
経営・運用面	経営管理	●家計と経営が明確に分離され、経営管理が徹底される	●家計と経営が分離されていないケースが多い
	対外信用力	●計数管理の充実、各種法定義務（経営報告など）を伴うため、金融機関や取引先に対する信用力が向上し、取引金融機関からの資金調達が円滑化 ▲複式簿記での記帳が義務化されるなど経理・申告事務が増加	●経営者個人に対する信用力に限定
	人材の確保・育成	●社会保険制度の整備により、外部から人材を確保しやすい	●社会保険制度が未整備な場合が多く、親族以外からの人材が確保しにくい
	経営継承	●代表者が交代しても事業資産の帰属や対外的な契約関係が継続 ●後継者を役員や従業員から確保しやすく、他の法人との合併等も可能であり、円滑な経営継承が可能（経営の持続性が高い）	●個人名義の取引や契約の締結のため、代表者交代に伴う資産や経営関係の継承手続が煩雑 ●後継者は親族中心
制度面	税制面	●個人に一定以上の所得規模がある場合は税負担が軽減（定率課税の法人税が適用されるほか、所得分配による事業者自身への課税軽減） ▲法人に利益がなくても都道府県民税（均等割）等の納税義務が発生	●累進課税の所得税が適用
	社会保険制度	●社会保険制度の充実により、外部からの人材を確保しやすい ●福利厚生等の待遇改善により多様な人材確保の期待 ▲社会保険制度の導入に伴う事業主の負担が発生	●労災保険・雇用保険は、任意適用（注１） ●国民健康保険・国民年金の加入 （法人） ●労災保険・雇用保険は、強制適用（注２） ●健康保険・厚生年金保険は、強制適用（注３） ●労働時間等の就業規則が整備されるなど、就業条件が明確化（注４）
	制度資金	●融資に限らず、出資・増資による資金調達のオプションが増える （制度資金の融資限度額が拡大するほか、農業法人投資育成事業を営む株式会社等（アグリビジネス投資育成株式会社など）からの出資が受けられる）	●制度資金（スーパーL資金等）の融資が受けられる。

資料：農林水産省「農業経営をめぐる情勢について」より転載。
注１：常時雇用従業員が５人以上の場合は強制適用。　注２：農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組合員（出資者）は労災保険は特別加入（任意）、雇用保険は加入不可。
注３：農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組合員（出資者）は国民健康保険及び国民年金に加入。　注４：常時雇用従業員が10人以上の場合は、就業規則を定める必要。

1（6）農業経営・企業連携サポート室の取組

○　道では、本道農業を支える多様な担い手の育成・確保を図るため、平成28年(2016年)４月、企業と地域の連携促進等に向けた相談窓口として「企業連携サポートデスク」を設置。サポートデスクでは、企業の農業参入に向けた各種情報の一元管理と共有化、フォローアップに努め、企業と地域農業(市町村)とのマッチングを実施。

○　平成30年(2018年)９月には、法人化や経営継承などの課題に対応するため、「北海道農業経営相談所」を設置し、農業者からの相談対応や課題に応じた専門家の派遣などを実施。

○　令和５年(2023年)４月には「農業経営・企業連携サポート室」を設置し、「農業者の経営相談」「企業の農業参入」「雇用人材の確保」「農福連携」の４つの業務の窓口を一元化して総合的に支援。

経済部
（企業情報の活用等）

日本政策金融公庫
（資金確保相談、
経営資源の円滑な継承等）

連携

企業
・農業への参入
・地域農業との連携

相談

農業経営者
・法人化・多角化
・経営継承
・持続可能な
農業経営

相談

農政部農業経営課
農業経営・企業連携サポート室
☎011-206-7364

「企業連携サポートデスク」
◆ カルテによる企業からの相談内容整理、市町村へのアンケート調査結果や遊休農地情報など、各種情報を一元管理

「北海道農業経営相談所」
（事務局：公益財団法人 北海道農業公社
☎011-522-5579）
◆ 農業者からの相談対応、経営の法人化や経営継承など課題解決に向けた専門家派遣等

雇用人材の確保　　**農福連携**

経営発展のための幅広い支援

「サポートデスク」
《相談件数累計》
（R5年3月末）
496件
《農業参入企業数》
（R4年1月）
406社

「経営相談所」R4実績
《支援チーム派遣実績件数》
延べ**55件**
《経営相談会の開催》
道内**6**箇所

経営体の育成・発展

２　担い手を支える多様な人材

２(1) 農業就業者総数と自営業主・家族従業者数及び雇用者数の推移

○　令和２年(2020年)の農業就業者総数は11万2,070人であり、平成27年(2015年)からの５年間で10.6%減少するなど、農業経営体数と同様に年々減少。
○　農業就業者総数のうち、自営業主(＝経営主)及び家族従業者といった「農家」は、農業就業者総数より高い割合で減少しており、令和２年(2020年)は７万2,900人で、平成27年(2015年)からの５年間で19.8%減少。特に、雇入のない自営業主では24.8%減少している。
○　一方で、正規職員などの「雇用者」は年々増加しており、令和２年(2020年)は３万8,880人で、平成27年(2015年)からの５年間で13.3%増加している。

農業就業者総数と自営業主・家族従業者数の推移（北海道）

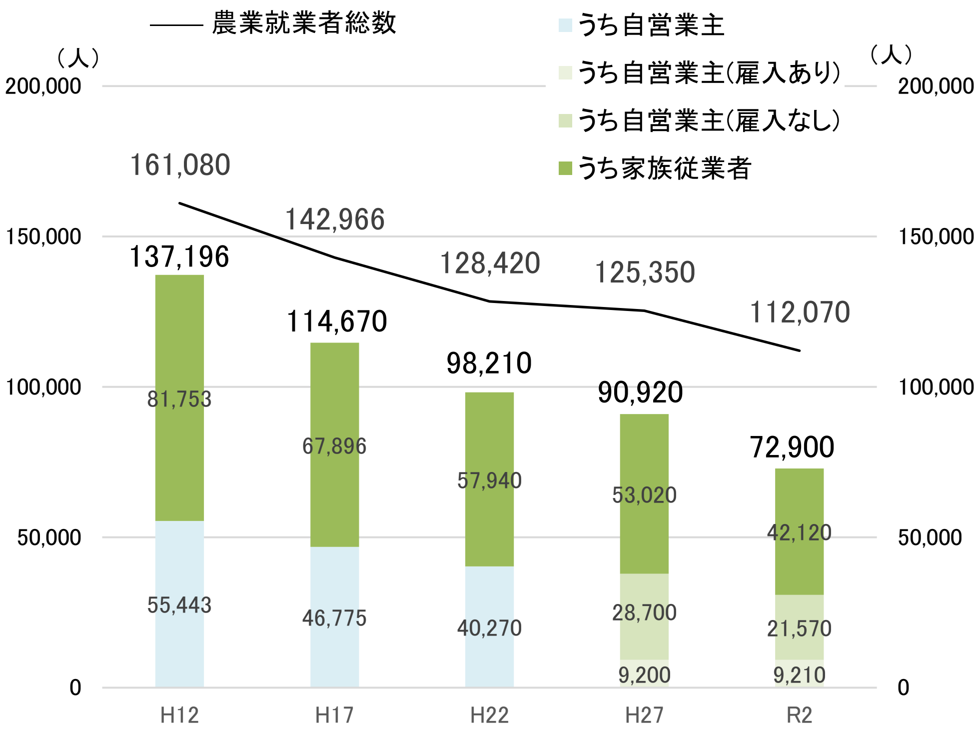

資料：総務省統計局「国勢調査」（各年10月１日現在）
注１：農業サービス業を除く農業の数値。
注２：平成22年以前の「自営業主」は、雇入のある・なしの内訳が示されていない。
注３：「うち自営業主」「うち自営業主(雇入あり・なし)」に法人の役員は含まれない。

農業就業者総数と雇用者数の推移（北海道）

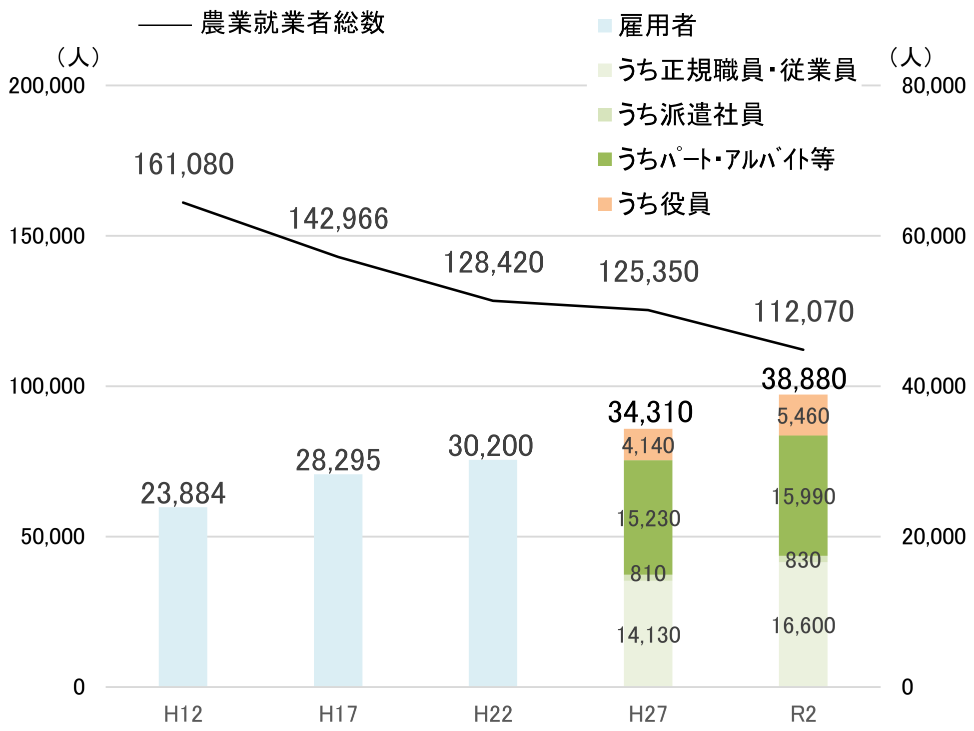

資料：総務省統計局「国勢調査」（各年10月１日現在）
注１：農業サービス業を除く農業の数値。
注２：平成22年以前の「雇用者」は、正規職員等の内訳が示されていない。
（法人の役員が含まれる）

２（2）有効求人倍率の推移

○　道内の有効求人倍率は、平成20年(2008年)の「リーマン・ショック」の影響を受け急激に低下したものの、平成21年(2009年)５月以降は上昇傾向で推移。しかし、令和元年(2019年)12月から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、令和２年(2020年)には1.0倍を下回るまで低下したものの、その後は、新型コロナの影響緩和に伴い回復傾向で推移。
○　農林漁業の有効求人倍率は、全産業と比べ、1.5～2.5倍程度上回る数値で推移しており、求人に見合った人手が確保できていない状況。

全産業及び農林漁業における月間有効求人倍率（常用）の推移（北海道）

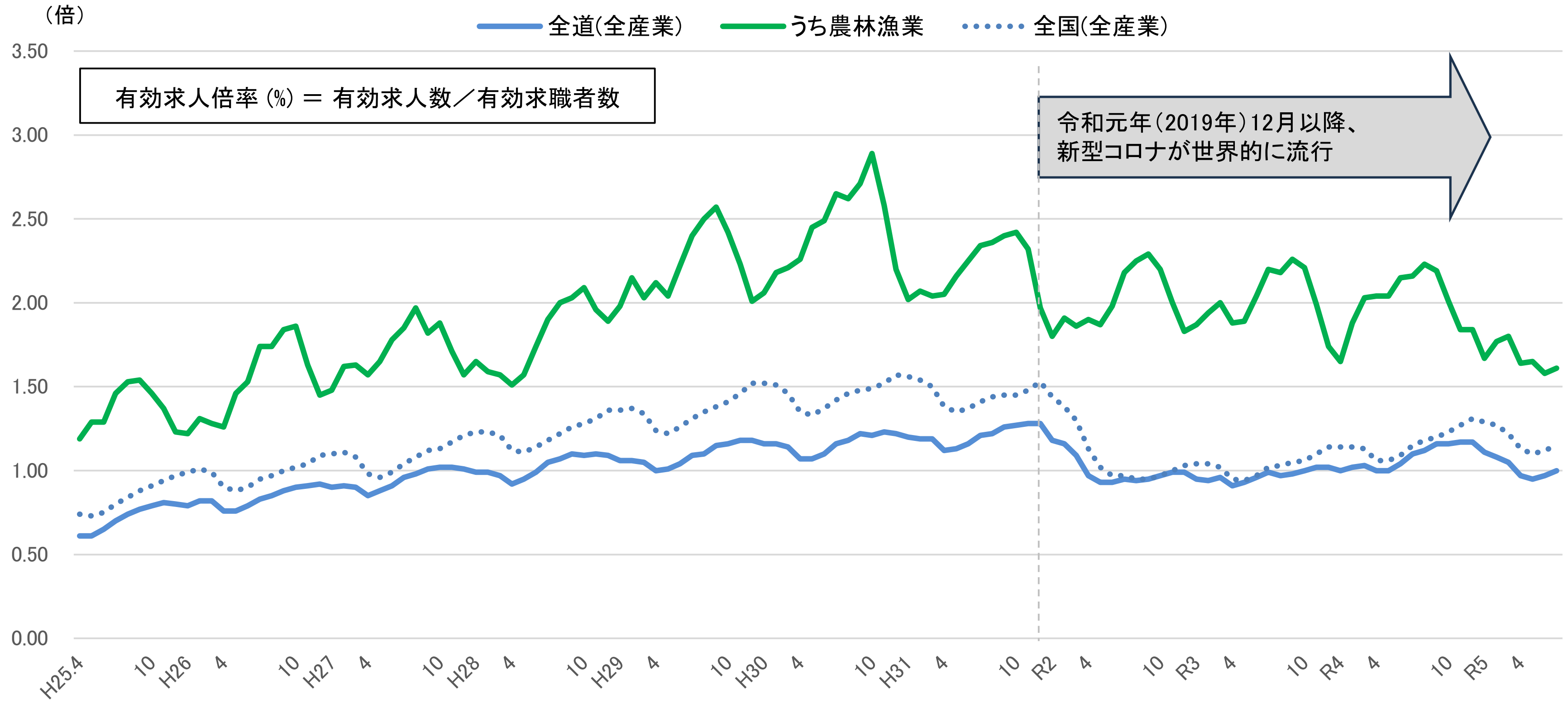

資料：北海道労働局「雇用失業情勢（レイバーレター）」
注：有効求人倍率は、新規学卒を除きパートタイムを含む常用の数値。常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

2（3）雇用人材の確保に向けた道の取組

○　農村地域における人口減少や経営規模の拡大により労働力不足が恒常化している中、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う国内経済の回復により、業種間の人材獲得競争が激化。
○　道では、コロナ禍において海外との往来が制限されたことを教訓に、地域の潜在的な人材の活躍に向け、農業団体と連携し、誰もが働きやすい職場づくりの推進のほか、１日単位から気軽に働ける農業アルバイトアプリの普及促進、退職自衛官の受入への支援、繁閑期が異なる産地・産業との連携の推進などに取り組んでいる。

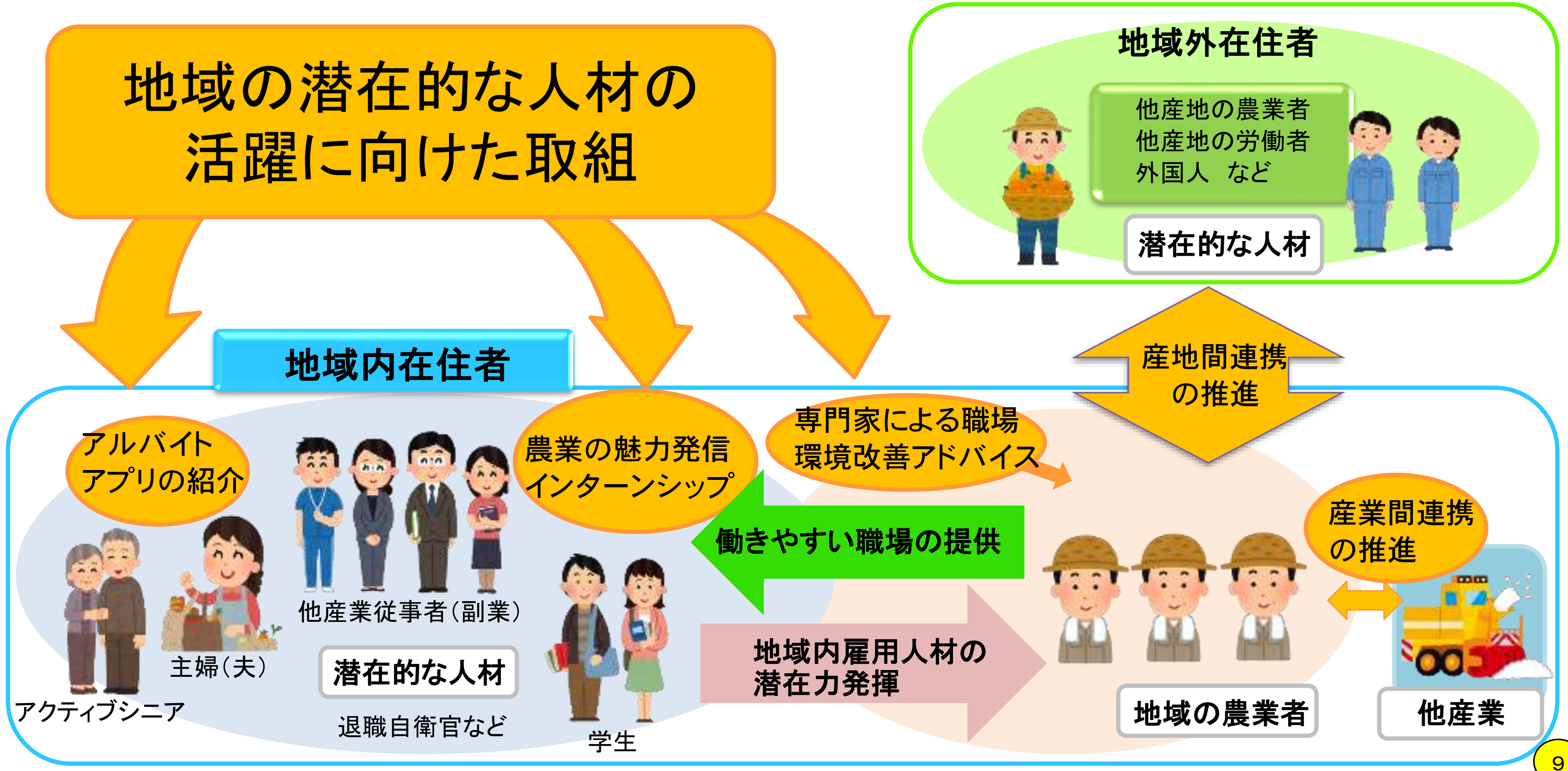

２(4)-1 農福連携の取組

○　障がい者の農業分野での活躍を通じ、農業経営の発展とともに障がい者の社会参画を実現する「農福連携」は、雇用人材の確保だけでなく、福祉の視点による作業環境や待遇の改善を行うことで、誰もが働きやすい職場づくりへの機会となるとともに、作業方法の見直しなどにより作業効率が向上するといった経営の成長にもつながる取組。
○　令和４年度(2022年度)末現在、道内の農福連携に取り組む農業経営体や農業協同組合は181で、年々増加している。

農福連携の効果

農福連携は、**「人材の確保」**だけでなく、
「農業経営の成長」につながる取組

「福祉の視点」を取り入れることで、

- ◆ **作業改善**：生産工程や作業方法の見直し（作業分解、作業単純化、マニュアル化、わかりやすい指導など）
- ◆ **環境改善**：トイレ、休憩所などの設置
- ◆ **労働安全の確保**：道具の見直し、整理整頓など
- ◆ **待遇改善**：勤務条件の向上や明確化、個人の要望に応える柔軟な勤務体系（短時間勤務、曜日指定など）

誰もが働きやすい職場になる　**生産性が向上する**

農業経営の成長につながる

農福連携に取り組む農業経営体数及び農業協同組合数の推移

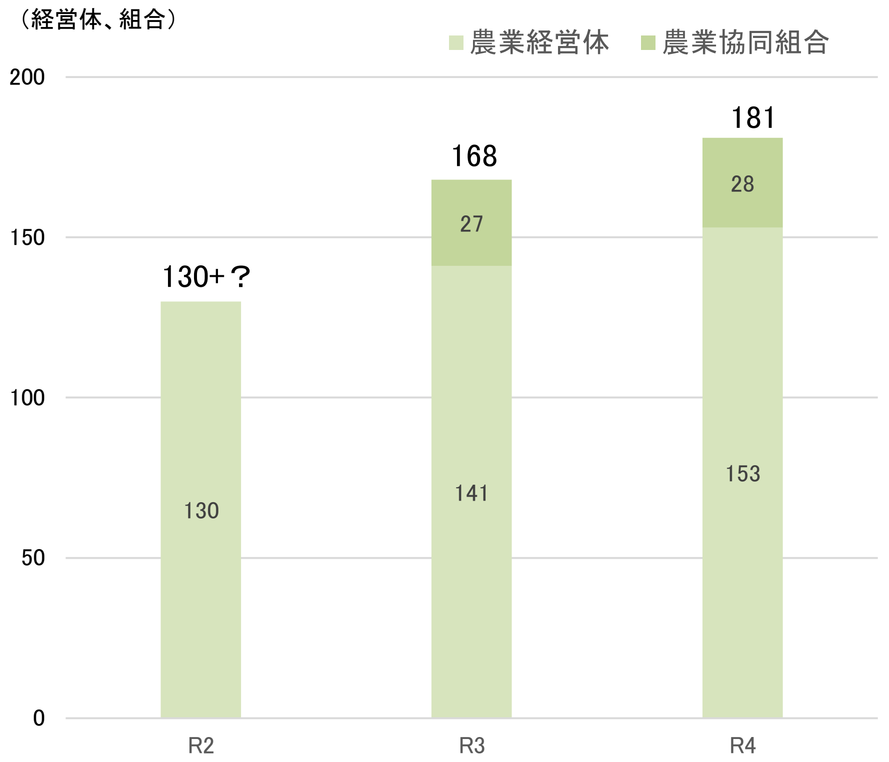

資料：北海道農政部「農福連携に取り組む農業経営体に関する実態調査」（各年度３月末現在）
　　　北海道農業協同組合中央会調べ
注：令和２年度の農業協同組合の数は把握していない。

2(4)-2 農福連携の取組

○　道では、令和２年(2020年)、全道14各総合振興局・振興局(農務課)に「農福連携相談窓口」を設置し、農業者や福祉事業所からの相談に対応。
○　全道又は各地域において、農福連携の優れた事例を普及するセミナー、農業と福祉の関係者が相互理解を深める研修会や、農業現場の見学会・体験会などを開催し、普及定着に向けた取組を実施。

～令和4年度(2022年度)の取組～

＜全 道＞ スタートアップ研修の開催

- 新たな試みとして、座学研修を「福祉関係者向け」と「農業関係者向け」に分け、それぞれが詳しくない分野をより深く学べる研修として開催。
- 農場を使用したフィールドワーク研修を開催し、農作業の具体的な支援方法を学べる内容として実施。

	スタートアップ研修の内容	時期	受講者数
①	福祉関係者向け　座学研修（オンラインのみ）	8月	63名
②	フィールドワーク基礎研修（会場のみ）	9月	12名
③	農業関係者向け　座学研修（会場とオンラインの併用）	11月	75名

フィールドワーク基礎研修
（ミニトマトの収穫作業）

農業関係者向け座学研修

＜渡 島＞「お試しノウフク」等の開催

- 福祉事業所の職業指導員向けに農作業勉強会(トマト管理作業)を開催。
- 福祉事業所の利用者向けに農作業体験会を実施後、農業者と福祉事業所で契約し、数日間作業を請け負う「お試しノウフク」を開催。

福祉事業所の職業指導員向けの農作業勉強会

お試しノウフク

＜上 川＞ 農作業体験会及び意見交換会の開催

- 上川農福連携推進地域連絡会議が主催し、福祉事業所向け農作業体験会と意見交換会を開催。

農作業体験会

意見交換会

2(5)-1 農業分野における外国人材の受入状況

○　令和４年(2022年)10月末現在、道内の外国人労働者は27,813人であり、産業別にみると「農業、林業」は4,238人(15.2%)と、「製造業」に次いで多く、この10年(令和２年/平成22年対比)で4.8倍に増加するなど、他の産業と比べ高い割合で増加している。

○　国籍別では、ベトナムが35.6%を占め、次いで中国(香港、マカオを含む。)が19.4%、インドネシアが7.4%となっている。前年比で増加人数が高い上位３か国は、インドネシア(1,307人、+171.5%)、ミャンマー(400人、+39.3%)、ベトナム(383人、+4.0%)の順であり、一方、減少しているのは、中国(549人、▲9.3%)、韓国(34人、▲4.1%)となっている。

産業別外国人労働者数の推移（北海道）

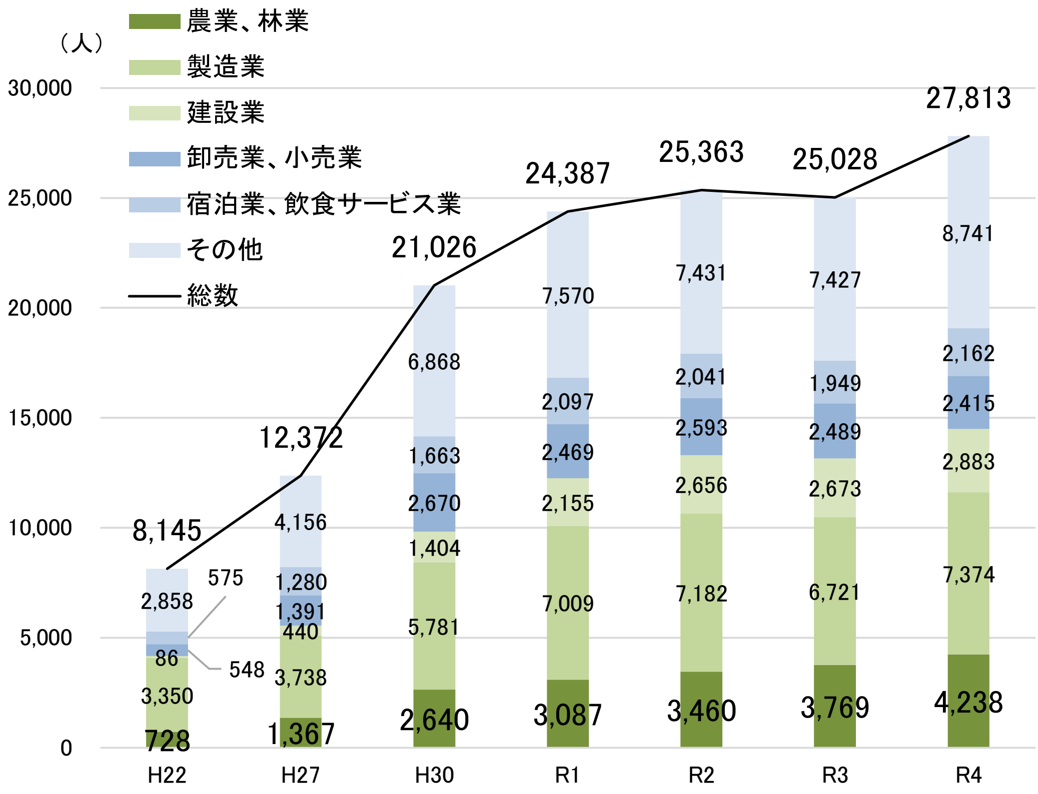

資料：北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

注：「農業、林業」のうち農業の数値は、内数が示されている平成30年(2018年)以降、99%以上を占めている。

国籍別外国人労働者数（北海道）

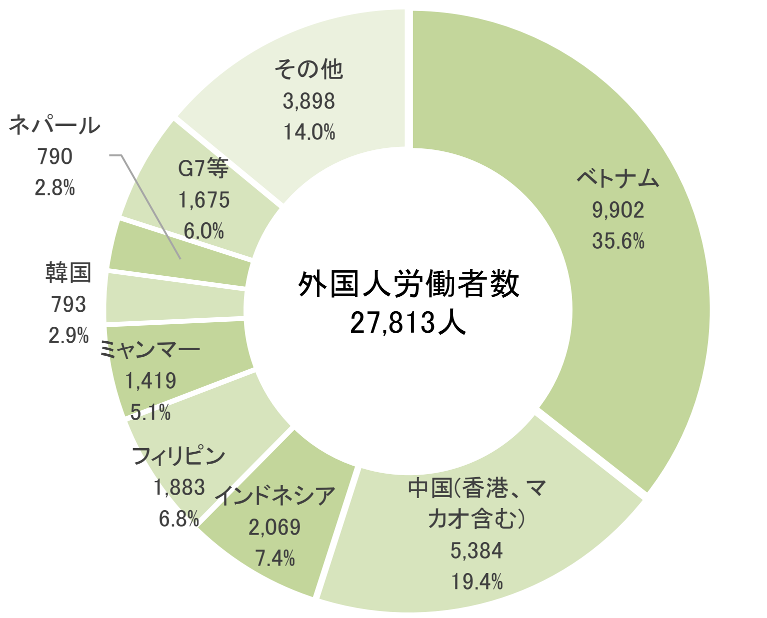

資料：北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」（令和４年10月末現在）

注：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

２(5)-2 農業分野における外国人材の受入状況

○　令和４年(2022年)10月末現在、農業分野における外国人労働者数の在留資格別の内訳は、「技能実習」が2,405人(56.7%)と過半を占めており、次いで特定技能(821人)を含む「専門的・技術的分野の在留資格」が1,450人(34.2%)となっている。
○　外国人労働者数の大宗を占める「技能実習生」及び「特定技能」の振興局別では、「技能実習生」では十勝(338人)が最も多く、次いでオホーツク(310人)、上川(261人)、根室(227人)の順となっており、「特定技能外国人」では十勝(587人)が最も多く、次いで後志(319人)、上川(274人)、オホーツク(235人)の順となっている。

農業分野における在留資格別外国人労働者数（北海道）

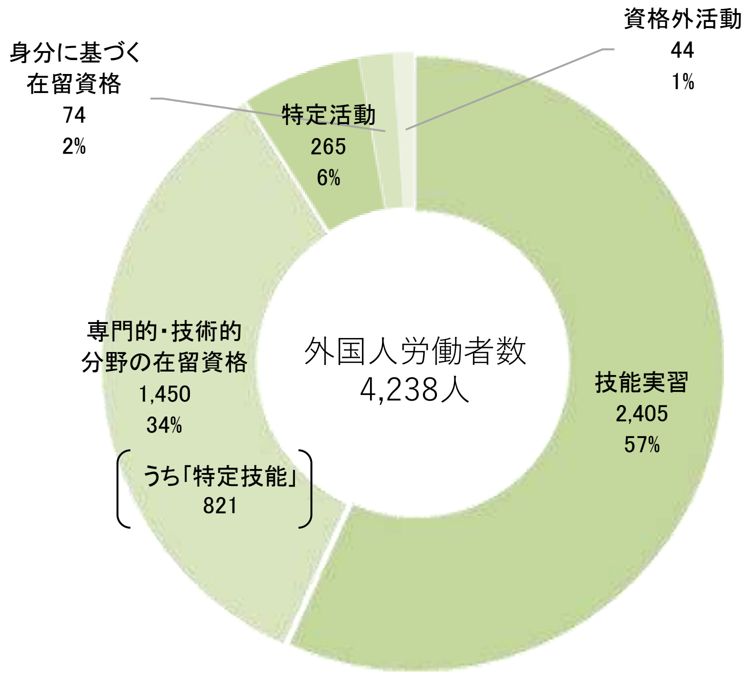

資料：北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」（令和４年10月末現在）
注１：外国人労働者数(4,238人)には、林業の９人が含まれる。
注２：専門的・技術的分野の在留資格には、「特定技能」のほか、「技能」、「技術・人文・国際」、「研究」などが含まれる。

農業分野における外国人技能実習生の振興局別数（北海道）

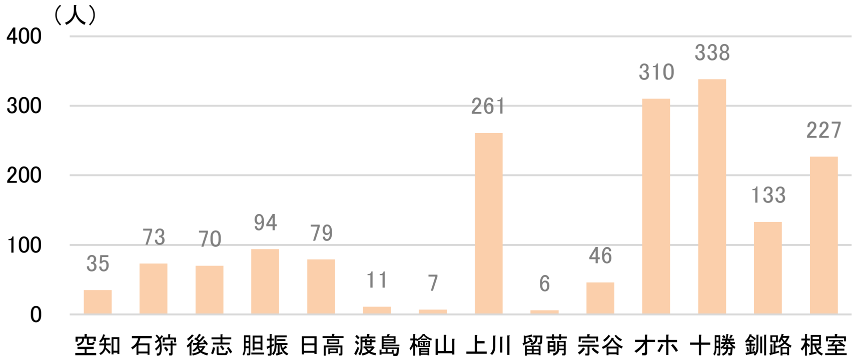

資料：北海道経済部「外国人技能実習制度に係る受入れ状況調査」（令和３年度）

農業分野における特定技能外国人数の振興局別数（北海道）

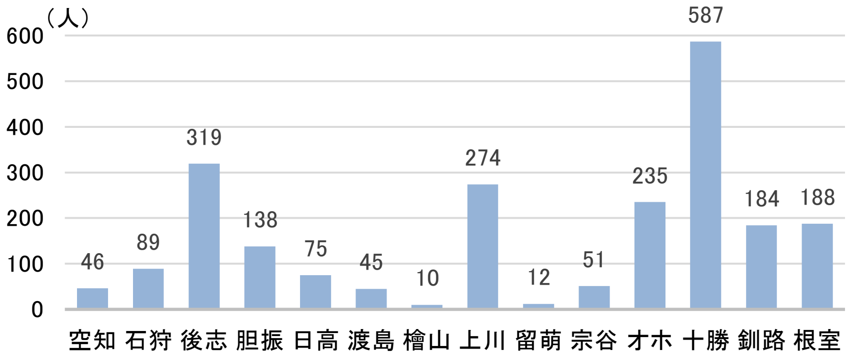

資料：法務省在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表」より集計（令和５年６月末現在）

2（6）外国人材の確保に関する道の取組や国の動き

○　道では、耕種農業において通年雇用が困難であったり、酪農ヘルパーのなり手が不足している課題を踏まえ、農協等が技能実習生を通年で受け入れ農家から作業を請け負う「農作業請負方式技能実習」の推進や、酪農ヘルパー組合で特定技能外国人を試験的に雇用する実証事業を実施するなど、外国人材の確保に向けた取組を実施。

○　国は、令和４年(2022年)12月から「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催し、両制度の見直しに向けた議論を進めており、同年秋頃には有識者会議による最終報告がとりまとめられる予定。

「農作業請負方式技能実習」の概要

【 通常の技能実習 】

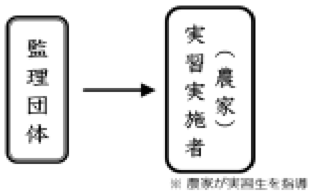

○　実習生は、個々の実習実施者（農家）と雇用契約を締結

○　実習実施者の変更はできない（複数の場所での実習はできない）

○　北海道では、特に耕種農業において、冬期間の作業が確保できないため、年間を通した実習ができず、２号（２～３年目）に移行できない

※ 年間を通じた実習が困難となる場合がある

【 農作業請負方式技能実習 】

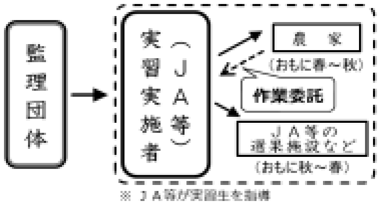

○　実習生は、実習実施者（JA等）と雇用契約を締結

○　JA等は農家から委託を受けたほ場での作業やJA等の共同利用施設（選果場、加工場など）の作業により実習を実施

○　１年を通して実習作業を確保できることから、２号（２～３年目）への円滑な移行が可能となり、より効果的に技能を移転

酪農ヘルパー組合での特定技能外国人雇用の実証事業の概要

目的

モデルとなる酪農ヘルパー利用組合が特定技能外国人材を受け入れる取組を通じて、三者（北海道・ＪＡ北海道中央会・(株)アルプス技研）が課題や問題点を共有しながら、外国人材の受入れノウハウを蓄積する。

内容

○　酪農ヘルパー業務における外国人材活用の可能性
○　外国人材が働きやすい環境づくり
○　酪農ヘルパー組織のあり方

協定

令和３年３月２２日、三者による連携協定を締結

(有)浜中町酪農ヘルパー利用組合

○所在地
厚岸郡浜中町
○設立
昭和６３年１２月
○組合加入戸数
１５５戸
○登録ヘルパー数
１６名（専任９名・臨時７名）

○外国人材・派遣時期
ベトナム人（２０代女性）
※令和３年７月～令和４年９月
フィリピン人（３０代女性）
※令和４年11月～令和５年５月

「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」による中間報告書の概要

中間報告書（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議）

令和5年5月11日

検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

検討の基本的な考え方

論　点	現　状	新たな制度
制度目的と実態を踏まえた制度の在り方	人材育成を通じた国際貢献	・現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討 ・特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論
外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築	職種が特定技能の分野と不一致	・新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論） ・現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能２号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討
受入れ見込数の設定等の在り方	受入れ見込数の設定のプロセスが不透明	業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る
転籍の在り方（技能実習）	原則不可	人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）
管理監督や支援体制の在り方	・監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある ・悪質な送出機関が存在	・監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要 ・監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論） ・外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る ・悪質な送出機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化
外国人の日本語能力の向上に向けた取組	本人の能力や教育水準の定めなし	一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和５年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

３　農業経営を支える営農支援組織

3（1）コントラクター組織数の推移と地域別コントラクター受託実面積の状況

○　農作業機械と労働力などを有し、農家等から農作業(酪農地域における飼料生産を含み、酪農ヘルパーは除く。)を請け負う「コントラクター」(農作業受託組織)は、地域で効率的な農作業を行う基盤として機能しており、本道農業の維持・発展に欠くことのできない存在となっている。

○　道内のコントラクター数は近年横ばいで推移しており、令和３年度(2021年度)末現在で333組織。令和３年度(2021年度)の受託実面積は、耕種で５万604ha、畜種で16万3,931haとなっており、地域別では、耕種は十勝、空知、上川の順に多く、畜種は十勝、根室、オホーツクの順に多い。

コントラクター組織数の推移

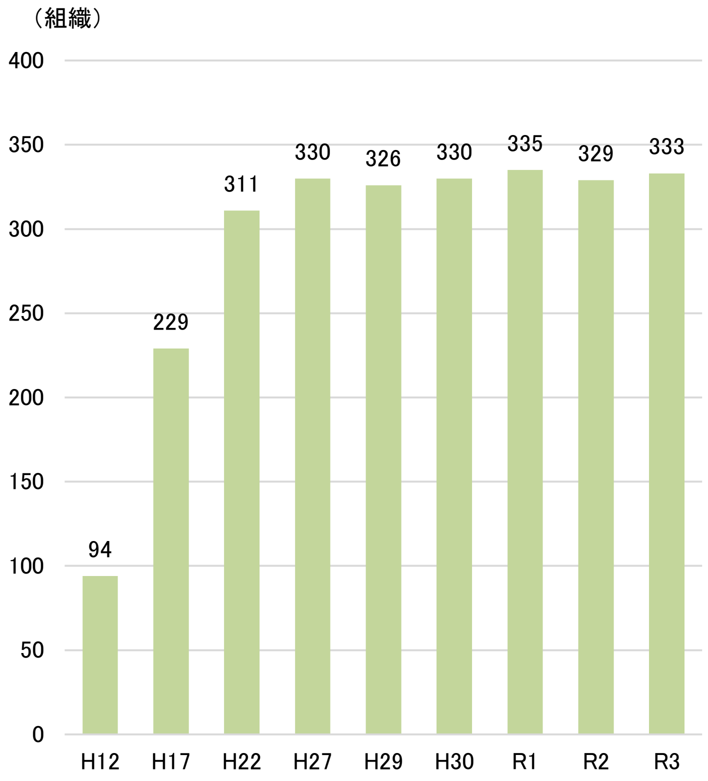

資料：北海道農政部「コントラクター及びTMRセンターに関する実態調査」
（各年度３月末現在）

地域別コントラクター受託実面積

（単位：ha）

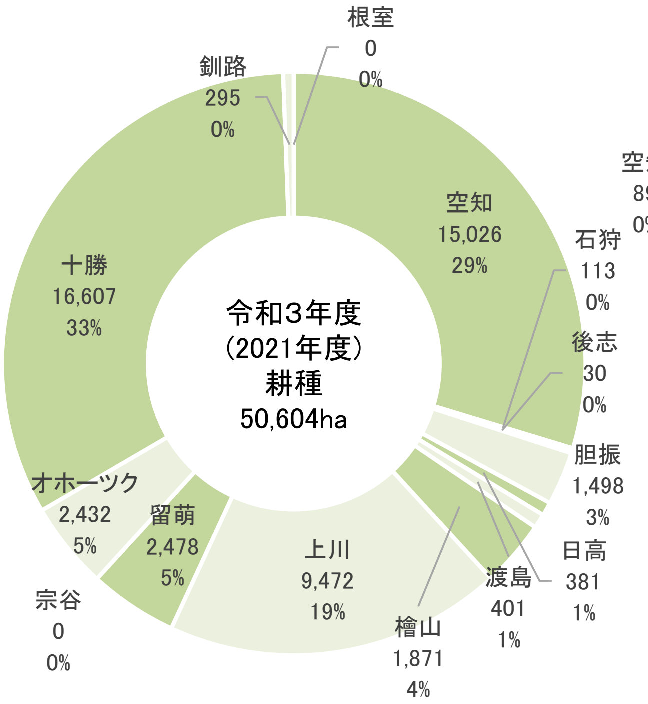

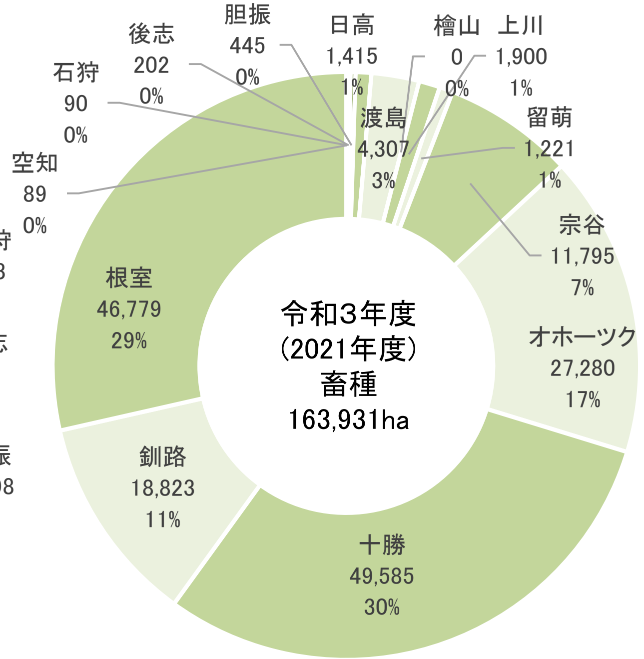

資料：北海道農政部「コントラクター及びTMRセンターに関する実態調査」

３(2) ＴＭＲセンター組織数と利用戸数、給与頭数の推移

○　畜産経営において飼料調製の作業を代行し、良質な飼料を安定的に供給する「TMRセンター」は、経営の規模拡大に伴い、労働力不足が懸念される畜産農家の負担軽減に寄与しており、生産の増大につながる外部支援組織としてその役割は一層大きくなっている。
○　道内のTMRセンター数は年々増加しており、令和３年度(2021年度)末現在で87組織。利用戸数は前年度から７戸減少し781戸、給与頭数は前年度から1,967頭増加し12万6,069頭となっている。

ＴＭＲセンター組織数の推移

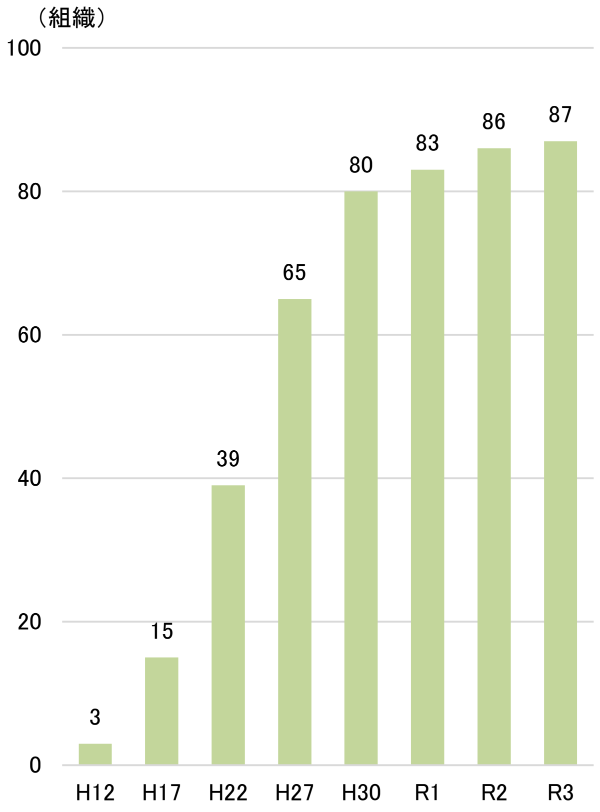

利用戸数の推移

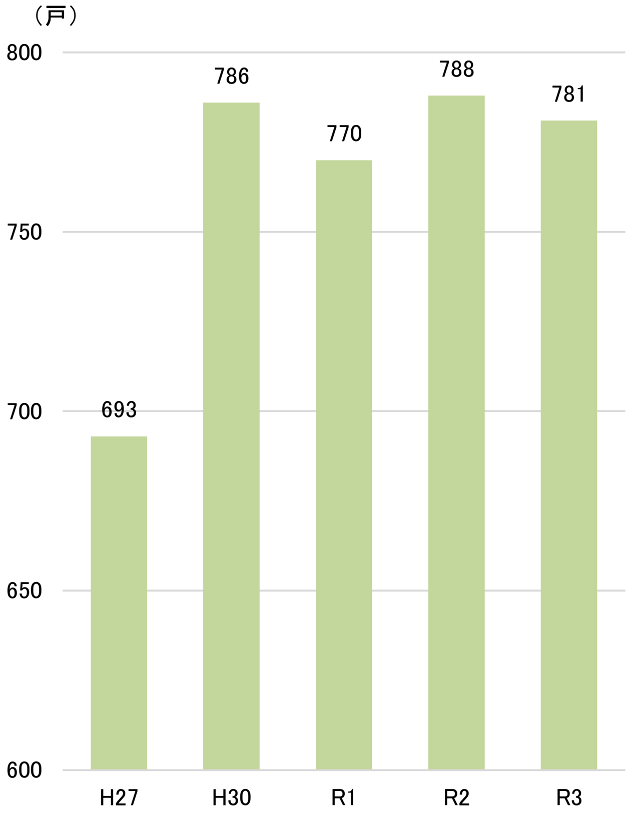

給与頭数の推移

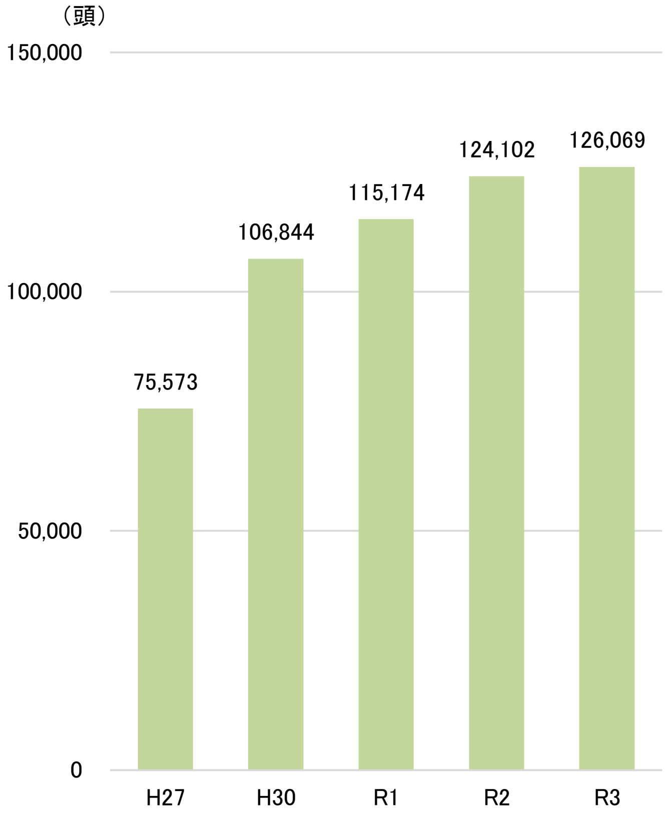

資料：北海道農政部「コントラクター及びTMRセンターに関する実態調査」（各年度３月末現在）

3 (3)酪農ヘルパーの利用状況等の推移

○　酪農家が休日を確保したり、病気や事故の際に酪農家に代わって搾乳などの作業を行う「酪農ヘルパー」を派遣する組織(以下、「利用組合等」という。)は、農業者による任意組合や有限会社、有限責任事業組合などで、令和４年(2022年)８月現在、全道に86組織あり、近年は横ばいで推移。道東や道北の酪農専業地帯では、ほぼすべての市町村で設立されている。

○　利用組合等への参加農家戸数は令和４年(2022年)８月現在で4,590戸(対前年▲151戸)であり、利用組合等の活動エリアにおける参加率は91.6%(対前年▲0.4%)、令和３年度(2021年度)の利用農家１戸当たり年間利用日数は24.0日(対前年▲0.4日)となっている。

利用組合等数の推移

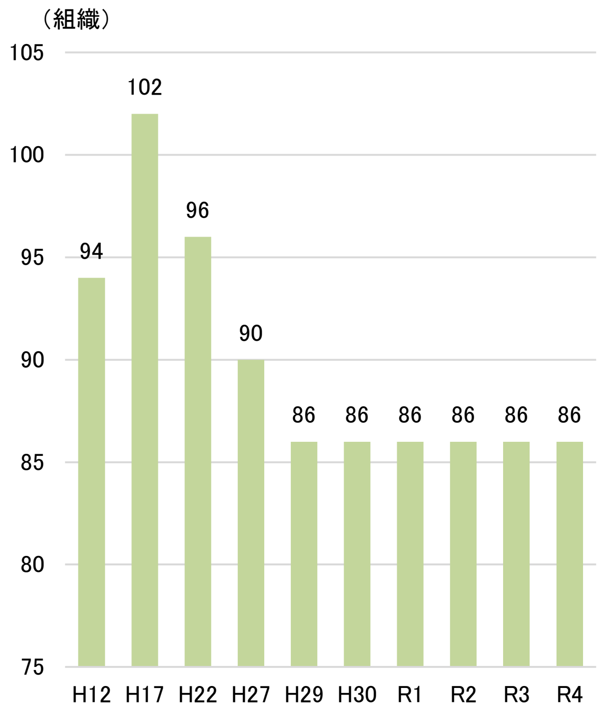

利用組合等参加戸数及び参加率の推移

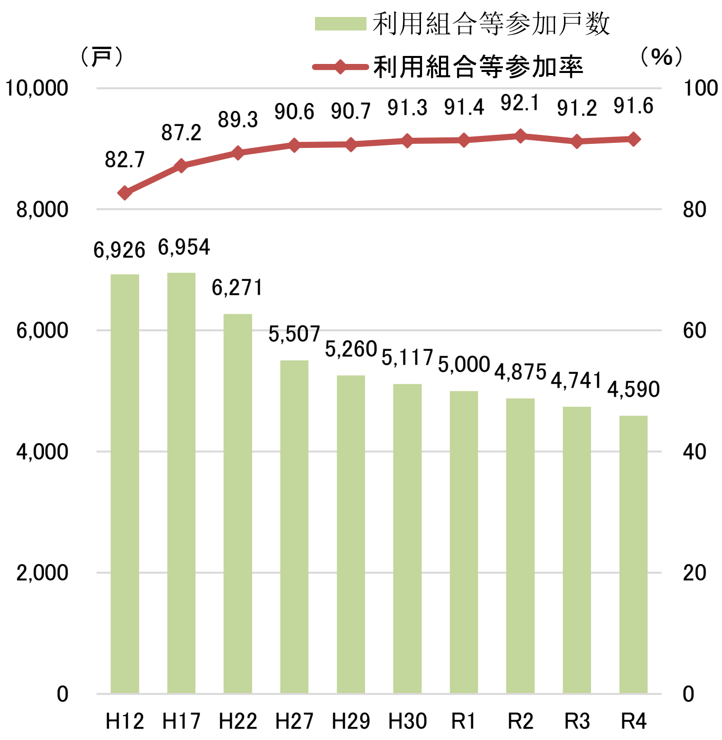

利用農家１戸当たり利用日数の推移

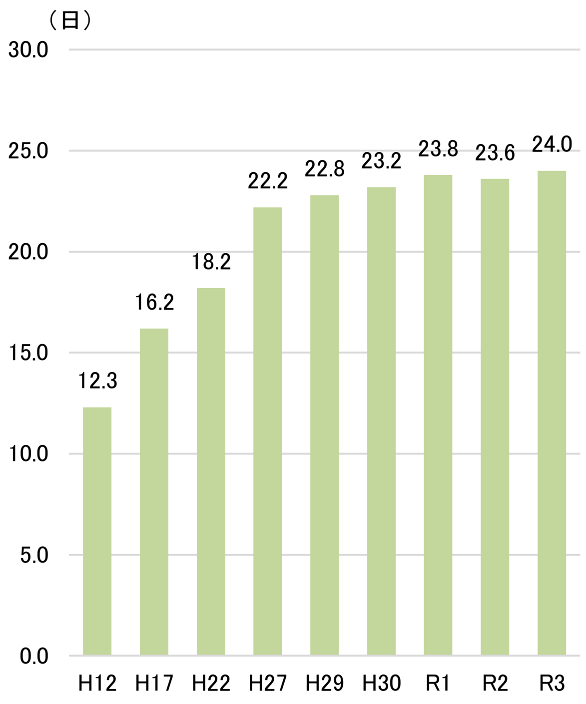

資料：(一社)酪農ヘルパー全国協会「酪農ヘルパー利用実態調査」（各年８月１日）
「酪農ヘルパーの利用組合実態調査等（令和元年度版）」、農林水産省「畜産統計」（各年２月１日）
注：１)利用組合等数は、(一社)酪農ヘルパー全国協会の会員である各都道府県団体に加入し、酪農ヘルパー事業を実施する組織の集計。
２)利用農家１戸当たり利用日数は、利用組合等活動区域における実数。